

# 熊本県公報

第 1 1 5 0 8 号  
平成 19 年 1 月 31 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 廃川敷地の発生	(河川課) 1
○ 木材業者及び製材業者の登録	(林業振興課) 2
○ 木材業者及び製材業者の書換え	( " ) 2
○ 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定	(障害者支援総室) 2
○ 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関 (育成医療・更生医療) の指定	(障害者支援総室・健康づくり推進課) 3
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 4
○ 道路の供用開始	( " ) 4
○ 平成 19 年度 BSE 検査キットの購入にかかる一般競争入札参加資格	(健康危機管理課) 5
<b>公 告</b>	
○ 開発行為に関する工事完了	(建築課) 5
○ 平成 18 年度地籍調査事業計画の変更	(農村整備課) 6
○ 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分	(監理課) 6
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 7
○ 県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 7
○ 土地改良区役員の退任及び就任	( " ) 7
○ 県有財産の売却	(企業局総務課) 9
○ 平成 19 年度牛海綿状脳症 (BSE) 検査キットの購入にかかる一般競争入札の実施	(健康危機管理課) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○ 平成 18 年 9 月 11 日から同年 11 月 17 日までの間に実施した監査の結果に関する報告	(監査委員事務局) 12
○ 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	(医療政策総室) 16
○ 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議の開催	( " ) 16
○ 平成 18 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	( " ) 17
○ 運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る競争入札参加者の資格	(警察本部運転免許課) 17
○ 運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施	( " ) 18
○ 熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議の開催	(高齢者支援総室) 20
○ 熊本県私立学校審議会	(私学文書課) 20
<b>正 誤</b>	
○ 平成 17 年 10 月 1 日熊本県規則第 79 号 (熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則) 中に誤りがあったので次のとおり訂正する	(都市計画課) 21
○ 平成 18 年 12 月 20 日熊本県規則 (熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則) 中	(健康福祉政策課) 21

## 告 示

### 熊本県告示第 81 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令 (昭和 40 年政令第 14 号) 第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称  
一級河川菊池川水系山内川
- 2 廃川敷地が生じた年月日  
平成 19 年 1 月 31 日
- 3 廃川敷地の位置

- 山鹿市菊鹿町山内字原ノ下 1630 番 1 の一部  
4 廃川敷地の面積  
71.64 平方メートル

**熊本県告示第 82 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘要）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名）	業 態	主な 取扱材
平成 19 年 1 月 4 日 A11199（新規）	天草市亀場町大字亀川 266-1 株式会社入船製材所 入船伸夫	木材の小売り 木材の売買	製品
平成 19 年 1 月 15 日 A07185（新規）	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡 5578-2 有限会社平川木材 平川勝	素材生産	素材

**熊本県告示第 83 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 1 月 15 日 A10377	球磨郡錦町西打越 715-1 サンロードシティ藤田株式会 社 藤田勲	球磨郡錦町西字大谷 742-1 藤田株式会社 藤田勲	所在地及び名 称の変更
平成 19 年 1 月 15 日 A07009	上益城郡嘉島町上島 2098 林田製材合資会社 島村武	上益城郡嘉島町上仲間 276 株式会社林田製材 島村武	所在地及び名 称の変更

（製材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 1 月 15 日 B07007	上益城郡嘉島町上島 2098 林田製材合資会社 島村武	上益城郡嘉島町上仲間 276 株式会社林田製材 島村武	所在地及び名 称の変更

**熊本県告示第 84 号**

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
整形外科	今井 達也	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 955 番地
内科	栗林 秀臣	平成 18 年 12 月 26 日	小国公立病院 阿蘇郡小国町大字宮原 1743 番地
内科	橋口 治	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人蘇春堂球磨村診療所

			球磨郡球磨村大字一勝地甲 77 番地 17
小児科	谷川 仁美	平成 18 年 12 月 26 日	社会福祉法人慈永会重症心身障害児施設はま ゆう療育園 天草郡苓北町志岐 1059 番地
耳鼻咽喉科	白石 剛	平成 18 年 12 月 26 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病 院 八代市竹原町 1670 番地
眼科	鳩野 長文	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人敬明会はこの眼科クリニック 山鹿市鹿本町御宇田 722 番地 1
外科	上村 哲郎	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人蘇春堂球磨病院 人吉市上青井町 176 番地
整形外科	清水 寛一	平成 18 年 12 月 26 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
外科	七川 幸士郎	平成 18 年 12 月 26 日	七川医院 宇土市浦田町 140 番地
整形外科	知花 尚徳	平成 18 年 12 月 26 日	熊本県こども総合療育センター 宇城市松橋町豊福 2900 番地
整形外科	井 賢治	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人社団黎明会宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋 1455 番地 1
眼科	奥田 聡哉	平成 18 年 12 月 26 日	医療法人社団栄康会ひばりヶ丘眼科・内科医 院 合志市幾久富 1909 番地 1379
眼科	中村 行宏	平成 18 年 12 月 26 日	健康保険天草中央総合病院 天草市東町 101 番地
外科	島田 信也	平成 18 年 10 月 1 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
内科	直江 弘昭	平成 18 年 4 月 1 日	医療法人杏和会城南病院 下益城郡城南町舞原無番地

## 熊本県告示第 85 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
みのり調剤薬局	鹿本郡植木町豊田 602 番地 4	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
有限会社 ココ薬局	人吉市南泉田町 75 番地 5	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
あおぞら薬局青井店	人吉市駒井田町 188 番地 4	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
あおぞら薬局みらい店	人吉市南泉田町 75 番地	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
あおぞら薬局泉田店	人吉市南泉田町 70 番地 9	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
あおぞら薬局九日町店	人吉市九日町 104 番地	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
あおぞら薬局西間店	人吉市西間上町 2574 番地 2	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
さくら薬局	水俣市桜井町二丁目 2 番 19 号	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
有限会社 カミシマ薬 局	上天草市龍ヶ岳町高戸 1427 番地	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
ナナ薬局竜ヶ岳店	上天草市龍ヶ岳町高戸 1237 番地 17	調剤	平成 18 年 12 月 26 日
ひらせ記念リハビリ苑 老人訪問看護ピースフ ルステーション	合志市幾久富 1909 番地 227	訪問看護・老人 訪問看護	平成 18 年 12 月 26 日

**熊本県告示第 86 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	上益城郡益城町小池字野中田 2635 番 4 地先から 同町小池字浦田 3009 番 1 地先まで	前	5.5 ～ 95.0	840.6	旧道移管
		上益城郡益城町小池字野中田 2620 番 3 地先から 同郡御船町高木字下古閑鶴 4800 番 2 地先まで		20.0 ～ 85.0		
		上益城郡益城町小池字野中田 2620 番 3 地先から 同郡御船町高木字下古閑鶴 4800 番 2 地先まで	後	20.0 ～ 85.0	1,360.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 31 日

**熊本県告示第 87 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	下益城郡美里町大字早楠字山口 214 番 1 地先から 同所 271 番 2 地先まで	250.0	地域連携 特一
		下益城郡美里町大字早楠字松ノ平 1154 番 2 地先から 同所 1179 番 2 地先まで	205.0	
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町大字中郡字本村 130 番 2 地先から 同所 267 番 1 地先まで	188.0	緊道整
		下益城郡美里町大字白石野字鶴山 929 番 3 地先から 同所 912 番 1 地先まで	120.0	単道改

	下益城郡美里町大字白石野字鶴山		
	906 番 1 地先から	50.0	
	同所		
	878 番 4 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 1 日

### 熊本県告示第 88 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品の名称及び数量  
牛海綿状脳症（BSE）検査キット  
予想使用数量 42,645 検体分（予定検査頭数）
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581（直通）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 31 日（水）から平成 19 年 2 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

## 公 告

### 熊本県公告第 102 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割 2483 番 1 の一部  
326.13 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字原水 2530 番地 1  
宮川 修

**熊本県公告第 103 号**

平成 18 年 5 月 17 日熊本県公告第 385 号（平成 18 年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改め、平成 19 年 1 月 31 日から適用する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査地域名の欄中

「昭和同仁町、昭和明徴町、郡築 11 番町、郡築 12 番町、古閑浜町、坂本町中谷い、坂本町坂本、坂本町葉木、坂本町鮎帰い、坂本町鮎帰ろ、坂本町鮎帰は、鏡町内田、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町下有佐、鏡町鏡、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに昭和日進町の全部」を「昭和同仁町、昭和明徴町、古閑浜町、坂本町中谷い、坂本町坂本、坂本町葉木、坂本町鮎帰い、坂本町鮎帰ろ、坂本町鮎帰は、鏡町内田、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町下有佐、鏡町鏡、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに昭和日進町、郡築 6 番町、郡築 7 番町、郡築 8 番町、郡築 9 番町、郡築 10 番町、郡築 11 番町及び郡築 12 番町の全部」に改める。

**熊本県公告第 104 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 19 年 1 月 22 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 有限会社小山建設  
玉名市天水町部田見 1676  
代表取締役 小山 強  
熊本県知事許可（般-14）第 09908 号
  - (2) 株式会社熊本内装センター  
熊本市上水前寺 2-19-15  
代表取締役 高群 倅司  
熊本県知事許可（般-14）第 11494 号
  - (3) 共立散水工業株式会社  
熊本市秋津新町 2-22  
代表取締役 長岡 正  
熊本県知事許可（般-14）第 12513 号
  - (4) 有限会社新宮設計建築  
荒尾市川登 1907-30  
代表取締役 新宮 徳次  
熊本県知事許可（般-17）第 14996 号
  - (5) 有限会社神崎工業  
鹿本郡植木町岩野 466  
代表取締役 神崎 敏治  
熊本県知事許可（般-15）第 15583 号
  - (6) 有限会社 POWERAUTO  
荒尾市万田 1578-1  
代表取締役 北島 信一  
熊本県知事許可（般-17）第 15980 号
  - (7) 有限会社帝都建設  
阿蘇郡南小国町赤馬場 131  
代表取締役 佐藤 和弘  
熊本県知事許可（般-17）第 12517 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 18 年 12 月 15 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。  
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。
- 5 教示  
この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。  
行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となる。）、処分の取消の訴えを提起することができる（なお、この処分が

あったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

**熊本県公告第 105 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器光の森店  
菊池郡菊陽町津久礼 66-1-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社ベスト電器 代表取締役 有蘭憲一  
福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社ベスト電器 代表取締役 有蘭憲一  
福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 19 年 9 月 23 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,022 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
127 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
123 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
78 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
72 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午前 3 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午前 3 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 19 年 1 月 15 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課  
平成 19 年 1 月 31 日から平成 19 年 5 月 31 日まで

**熊本県公告第 106 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	五和東部 (天草市)	平成 6 年 11 月 17 日	平成 18 年 12 月 27 日	熊本県

**熊本県公告第 107 号**

阿蘇市阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	洞田貫 逸 雄	阿蘇市内牧 2081 番地の 1
"	井 野 俊 洋	阿蘇市山田 1622 番地
"	後 藤 高 治	阿蘇市小倉 989 番地
"	橋 本 勲	阿蘇市黒流町 378 番地
"	山 本 清 五	阿蘇市小野田 956 番地
"	白 石 幸 人	阿蘇市内牧 194 番地
"	大 倉 治 雄	阿蘇市小里 195 番地
"	高 宮 光 明	阿蘇市西湯浦 197 番地
"	坂 田 一 雄	阿蘇市三久保 863 番地
"	五 嶋 一 俊	阿蘇市狩尾 1398 番地
"	江 入 敏 雄	阿蘇市跡ヶ瀬 22 番地
"	嶋 川 迪	阿蘇市永草 2617 番地
"	日 田 秀 喜	阿蘇市赤水 1024 番地
"	岩 村 良 一	阿蘇市車帰 299 番地
"	坂 本 干 城	阿蘇市役犬原 934 番地
"	森 下 今朝年	阿蘇市役犬原 217 番地
"	藏 原 孝 光	阿蘇市蔵原 700 番地
"	谷 崎 千 浪	阿蘇市黒川 1600 番地
"	高 津 勝 幸	阿蘇市黒川 259 番地
"	木 本 健 喜	阿蘇市黒川 1494 番地
"	立 石 計	阿蘇市黒川 1208 番地の 2
"	本 田 二 男	阿蘇市乙姫 1304 番地
監事	西 田 満 士	阿蘇市小野田 1050 番地
"	小 嶋 偉 男	阿蘇市西小園 412 番地
"	山 本 九州男	阿蘇市的石 612 番地
就任		
理事	本 田 二 男	阿蘇市乙姫 1304 番地
"	高 宮 光 明	阿蘇市西湯浦 197 番地
"	笹 原 善 次	阿蘇市山田 810 番地
"	森 本 榮 二	阿蘇市小倉 920 番地 1
"	大 和 建 一	阿蘇市今町 384 番地
"	亀 井 富士雄	阿蘇市小野田 1138 番地
"	内 田 孝 昭	阿蘇市内牧 20 番地
"	佐 渡 博 明	阿蘇市湯浦 925 番地
"	阿 部 樹 範	阿蘇市三久保 400 番地 3
"	山 内 健 次	阿蘇市内牧 2043 番地
"	永 富 久 義	阿蘇市狩尾 561 番地
"	五 嶋 一 俊	阿蘇市狩尾 1398 番地
"	杉 島 寿 也	阿蘇市跡ヶ瀬 272 番地
"	橋 本 保 徳	阿蘇市永草 1681 番地 1
"	河 瀬 憲 雄	阿蘇市永草 2813 番地
"	日 田 秀 喜	阿蘇市赤水 1024 番地
"	坂 本 干 城	阿蘇市役犬原 934 番地
"	竹 原 輝 一	阿蘇市竹原 454 番地
"	竹 原 隆 良	阿蘇市蔵原 691 番地
"	谷 崎 千 浪	阿蘇市黒川 1600 番地
"	西 岡 徳 幸	阿蘇市黒川 55 番地



”	高 崎 克 也	阿蘇市黒川 83 番地
”	立 石 計	阿蘇市黒川 1208 番地の 2
監事	岩 村 良 一	阿蘇市車帰 299 番地
”	佐 藤 貞 信	阿蘇市山田 1334 番地 1
”	菅 敏 徳	阿蘇市三久保 428 番地
”	河 津 修 二	阿蘇市役犬原 1728 番地 1

**熊本県公告第 108 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
 熊本市新外一丁目 2710 番 3、2710 番 8 のそれぞれ一部  
 地目 宅地 地積 合計 1,050.5 平方メートル（実測）  
 最低売却価格 45,900,000 円
- 2 入札期日  
 平成 19 年 2 月 28 日（水） 午前 10 時
- 3 入札場所  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁北側会議棟 301 号室
- 4 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
 なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
 次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
 (2) 破産者で復権を得ないもの  
 (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による  
 提出期限 平成 19 年 2 月 27 日（火） 午後 5 時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）  
 提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県企業局総務課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。  
 (1) 個人の場合 印鑑証明書  
 (2) 法人の場合 印鑑証明書  
 (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
 (1) 契約締結期限 平成 19 年 3 月 14 日（水）  
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
 (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所  
 (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）、熊本県企業局会計規程（昭和 39 年 3 月 31 日電気事業会計規程第 2 号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
 (5) 問い合わせ先  
 熊本県企業局総務課（電話 096-333-2593）

**熊本県公告第 109 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項  
 (1) 調達物品の名称び数量

- 牛海綿状脳症（BSE）検査キット  
 予想使用数量 42,645 検体分（予定検査頭数）
- (2) 調達物品の仕様等  
 入札説明書による。
  - (3) 納入期間  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
  - (4) 納入場所  
 熊本県食肉衛生検査所、熊本県人吉保健所及び熊本県中央家畜保健衛生所 BSE 検査所
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、当該検査キットで検査を実施した場合の 1 検体当たりの単価を記載すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 4 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し競争入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。
- (1) 参加資格条件
    - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
    - イ 納入する物品については、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - (2) 提出期間  
 平成 19 年 2 月 2 日（金）から平成 19 年 2 月 27 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - (3) 提出場所  
 熊本県健康福祉部健康危機管理課乳肉衛生班（熊本県庁行政棟新館 3 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
 熊本県健康福祉部健康危機管理課乳肉衛生班（熊本県庁行政棟新館 3 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話番号 096-333-2248（直通）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
 3 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
 平成 19 年 1 月 31 日（水）から平成 19 年 2 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - イ 交付場所  
 3 に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時  
 平成 19 年 3 月 13 日（火）午後 1 時 30 分から
    - イ 場所  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 3 階 健康福祉部聴聞室
  - (4) 入札書の提出方法  
 4 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3

に記載の場所に平成 19 年 3 月 12 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に予想使用数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に予想使用数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity  
Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) ELISA Kit for 46,645 head (Estimated number of cattle for inspection)
- (2) Delivery period  
Specified in the bid explanation form
- (3) Location at which commodity will be used Kumamoto Meat Inspection Office and Hitoyoshi Public Health Center and Chuoh Livestock Hygiene Service

- ( 4 ) Center BSE Research Center  
Date and place to submit bidding proposal:  
Date:March 13th,2007,1:30pm  
Place:Conference room 3F,New Building,Kumamoto Prefectural Office
- ( 5 ) Deadline to submit bidding proposal by mail:  
Bidding proposal must arrive no later than March 12th,2007
- ( 6 ) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- ( 7 ) Department in charge:  
Meat and Milk Sanitation Section,  
Public Health Emergencies Management Division,  
Department of Health and Social Services  
Kumamoto Prefectural Government  
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto City,  
Kumamoto Pref.,862 - 8570 Japan  
Phone:096 - 333 - 2248

登 載 依 頼

熊 本 県 監 査 委 員 公 告 第 1 号

平成 18 年 9 月 11 日から平成 18 年 11 月 17 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊 本 県 監 査 委 員 高 宗 秀 暁  
同 月 待 孝 一  
同 竹 口 博 己  
同 馬 場 成 志

1 監 査 対 象 機 関、 監 査 対 象 期 間 及 び 監 査 実 施 年 月 日

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 期 間	監 査 実 施 年 月 日
部 局 名	機 関 名		
総務部	熊本県税事務所	平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 9 月	平成 18 年 9 月 20 日
農政部	農業研究センター	”	平成 18 年 9 月 20 日 ～ 9 月 22 日
土木部	熊本土木事務所	”	平成 18 年 9 月 21 日 ～ 9 月 22 日
	市房ダム管理所	”	平成 18 年 11 月 8 日 ～ 11 月 9 日
地域振興局	宇城地域振興局	”	平成 18 年 10 月 2 日 ～ 10 月 3 日
	玉名地域振興局	”	平成 18 年 10 月 5 日 ～ 10 月 6 日
	鹿本地域振興局	”	平成 18 年 10 月 11 日 ～ 10 月 12 日
	菊池地域振興局	”	平成 18 年 10 月 16 日 ～ 10 月 17 日
	阿蘇地域振興局	”	平成 18 年 10 月 19 日 ～ 10 月 20 日
	上益城地域振興局	”	平成 18 年 10 月 24 日 ～ 10 月 25 日
	八代地域振興局	”	平成 18 年 11 月 1 日 ～ 11 月 2 日
	芦北地域振興局	”	平成 18 年 11 月 13 日 ～ 11 月 14 日

	球磨地域振興局	”	平成 18 年 11 月 8 日 ～ 11 月 9 日
	天草地域振興局	”	平成 18 年 11 月 16 日 ～ 11 月 17 日
警察本部	熊本北警察署	”	平成 18 年 9 月 11 日
	熊本南警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 28 日
	熊本東警察署	”	平成 18 年 9 月 12 日
	玉名警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 28 日
	荒尾警察署	”	平成 18 年 9 月 13 日
	山鹿警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 27 日
	菊池警察署	”	平成 18 年 9 月 14 日
	大津警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 8 日
	小国警察署	”	平成 18 年 9 月 14 日
	阿蘇警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 19 日
	高森警察署	”	平成 18 年 9 月 11 日
	御船警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 26 日
	山都警察署	”	平成 18 年 9 月 12 日
	宇城警察署（書面）	”	平成 18 年 10 月 4 日
	八代警察署	”	平成 18 年 9 月 13 日
	氷川警察署（書面）	”	平成 18 年 10 月 10 日
	芦北警察署	”	平成 18 年 9 月 14 日
	水俣警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 25 日
	人吉警察署	”	平成 18 年 9 月 12 日
	多良木警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 26 日
天草警察署	”	平成 18 年 9 月 11 日	
上天草警察署（書面）	”	平成 18 年 9 月 26 日	
	牛深警察署	”	平成 18 年 9 月 13 日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局 14 機関（出先機関 4、地域振興局 10）、23 警察署の合計 37 機関を対象に、合规性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

## 3 監査の結果

## ○報告公表事項

## (指摘事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

## 総務部

- (1) 平成 18 年度運用開始の新県税オンラインシステムについて、現場では不具合が多く一部事務について修正運用がされている。システム不調の原因究明を図るとともに、新システムの円滑な運用に努めること。

(熊本県税事務所・本庁税務課)

## 宇城地域振興局

- (1) 生活保護費返還金徴収金の未収金（平成 17 年度末現在 4,788,315 円）及び知的障害者保護費負担金の未収金（平成 17 年度末現在 82,800 円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成 17 年度末現在 14,087,000 円）について、引き続きその解消に努めること。

- (3) 港湾区域占用料の未収金(平成 17 年度末現在 1,788,240 円)及び雑入(港湾区域占用料)の未収金(同 273,570 円)について、引き続きその解消に努めること。
- 鹿本地域振興局
- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金(平成 17 年度末現在 14,633,000 円)について、引き続きその解消に努めること。
- 上益城地域振興局
- (1) 生活保護費返還金徴収金の未収金(平成 17 年度末現在 5,910,152 円)及び年度後返納未収金(同 293,552 円)について、引き続きその解消に努めること。
- 球磨地域振興局
- (1) 生活保護費返還金徴収金の未収金(平成 17 年度末現在 1,093,780 円)について、引き続きその解消に努めること。
- 警察本部
- (1) 公用車による交通事故が 6 件発生している。そのうち 1 件は、物損を伴う人身事故であり、過失割合が県 100%:相手方 0%、ほかの 5 件は物損事故で、うち 2 件は、過失割合が県 100%:相手方 0%となっている。今後、交通事故防止の徹底のため、あらゆる機会を捉えて安全運転の周知を図り、全職員の意識高揚に努めること。  
(熊本北警察署)
- (2) 公用車による交通事故が 5 件発生している。そのうち 1 件は、物損を伴う人身事故であり、過失割合が県 100%:相手方 0%、ほかの 4 件は物損事故で、うち 3 件は、過失割合が県 100%:相手方 0%となっている。今後、交通事故防止の徹底のため、あらゆる機会を捉えて安全運転の周知を図り、全職員の意識高揚に努めること。  
(荒尾警察署)
- (指導事項)
- 監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。
- 総務部
- (1) 熊本県税事務所に係る県税の未収金(平成 17 年度末現在 1,463,276,893 円)について、改善が見られるものの、県全体の個人県民税未収金の約 45%を占める熊本市の個人県民税の徴収率(平成 17 年度末現在 91.2%)は前年度に比べて低下している。熊本市の個人県民税の動向は、県歳入の安定的な財源確保にも大きく影響することを勘案し、今後の熊本県税事務所の役割について幅広く検討した上で、熊本市の個人県民税における未収金解消について抜本的対策を講じること。(熊本県税事務所・本庁税務課・人事課)
- (2) 県税延滞金(平成 17 年度末現在 109,214,165 円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。(熊本県税事務所)
- 農林水産部
- (1) 平成 18 年 1 月 31 日、畜産研究所養鶏エリア内において火災が発生し、建物の一部被害があるとともに、恒温槽、洗卵選別機等の備品が損傷している。防火管理者の役割の明確化、防火管理に伴うチェック体制の構築、管理点検表の整備等、再発防止に努めること。(農業研究センター)
- 土木部
- (1) 道路占用料等の未収金(道路占用料(平成 17 年度末現在 441,243 円)、河川敷占用料(同 3,520 円)、地方港湾使用料(同 907,752 円)、雑入(同 867,108 円))について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(熊本土木事務所)
- 宇城地域振興局
- (1) 県税滞納処分の実施について、組織的な滞納整理の進行管理が実行されず、滞納者との長期末接触や滞納処分の遅れによる徴収困難事例が見られたので、早急に、組織的かつ的確な進行管理体制の構築を図ること。なお、改善にあたっては、本庁税務課においても十分な指導を行うこと。(本庁税務課)
- (2) 個人県民税滞納総額(平成 17 年度末現在 118,513,756 円)について、前年度より徴収率が低下している。県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督励を超えた対策を講じるため、市町に対する働きかけを局を挙げて行うこと。
- (3) 県税延滞金(平成 17 年度末現在 9,121,881 円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。
- (4) 圃場整備に伴う創設換地により取得した未登記用地について、相当年数が経過したもののや、現在、国土交通省の所管となっている国道 57 号に係る未登記物件が相当数あるので、関係機関と協議しながら、早急に未登記の解消に努めること。
- 玉名地域振興局
- (1) 県税の未収金(平成 17 年度末現在 212,862,901 円)について、前年度に比べて徴収率が低下している。引き続き未収金の解消に努めること。
- (2) 県税延滞金(平成 17 年度末現在 18,043,710 円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。
- (3) 道路占用料、港湾区域占用料及び雑入(負担金)の未収金(平成 17 年度末現在

9,585,501円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。  
(4) 平成14年度荒尾海岸保全事業の工事契約変更に伴う工事前払金の余剰返還分の未収金(平成17年度末現在14,911,590円)について、引き続きその解消に努めること。

(5) 毒・劇物の管理が不適切であるので、平成12年10月30日付け総務部長、健康福祉部長、農政部長通知「県が保有する薬品等の管理の徹底について」に基づき適正な管理を行うこと。また、数年間使用していない劇・毒物が多数保管されているので、不要な薬品は廃棄処分すること。

#### 鹿本地域振興局

(1) 県税の未収金(平成17年度末現在125,360,042円)について、前年度に比べて徴収率が低下している。引き続き未収金の解消に努めること。

(2) 個人県民税滞納総額(平成17年度末現在107,022,005円)について、前年度より徴収率が低下している。特に植木町の徴収率(平成17年度末現在85.6%)は他市町村と比較しても低く、しかも前年度より低下している。県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督励を超えた対策を講じるため、市町に対する働きかけを局を挙げて行うこと。

(3) 県税延滞金(平成17年度末現在13,077,006円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

#### 菊池地域振興局

(1) 県税滞納処分の実施について、組織的な滞納整理の進行管理が不十分であり、滞納処分の遅れが見られる。進行管理の手法を改善し、適期の滞納処分に努めること。

(2) 菊陽町の個人県民税に係る徴収率(平成17年度末現在88.4%)は他市町村と比較しても低く、しかも前年度より低下している。県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督励を超えた対策を講じるため、町に対する働きかけを局を挙げて行うこと。

(3) 県税延滞金(平成17年度末現在10,901,337円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

(4) 取得用地の未登記について、引き続きその解消に努めること(平成18年9月末現在147筆)。特に、創設換地に係るものについては、換地処分後、遅滞なく登記手続きを行うとともに、既に換地処分が完了している分については、所定の手続きを終了し、登記を完了すること。

#### 阿蘇地域振興局

(1) 県税延滞金(平成17年度末現在21,488,425円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

(2) 庁舎敷地内に設置してある九州電力の電柱について、平成6年1月27日から平成8年3月31日までの使用許可の後、許可申請がなされておらず、無許可期間(9年間)の使用料が徴収されていない。無許可期間の使用料徴収の可否及び徴収方法等について、早期に検討のうえ適正な事務処理を行うこと。

(3) 換地処分により熊本県名義になっている土地(廃川敷)について、不法占有者不明となっているが、早急に不法占有発生の経緯や占有者名を調査し、必要な事務処理を行うこと。

#### 上益城地域振興局

(1) 御船町の個人県民税に係る徴収率(平成17年度末現在86.4%)及び益城町の個人県民税に係る徴収率(同86.4%)は他市町村と比較しても低い。県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督励を超えた対策を講じるため、両町に対する働きかけを局を挙げて行うこと。

(2) 県税延滞金(平成17年度末現在8,074,816円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

#### 八代地域振興局

(1) 経営普及指導課が所有する毒・劇物の管理について、毒・劇物は保存(施錠済み)されているが、使用管理簿の記載がされていない。すべての薬品について在庫の確認をするとともに、今後、使用年月日ごとに使用数量、残数量を記載するなど、適正な管理に努めること。

#### 芦北地域振興局

(1) 県税の未収金(平成17年度末現在37,314,765円)について、前年度に比べて徴収率が低下している。引き続き未収金の解消に努めること。

(2) 県税延滞金(平成17年度末現在4,805,496円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

(3) 道路占用料の未収金(平成 17 年度末現在 52,800 円)及び地方港湾使用料の未収金(同 1,188,822 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

球磨地域振興局

(1) 個人県民税に係る徴収率が県下でも最下位にある相良村(平成 17 年度末現在 77.7%)と人吉市(同 85.1%)について、県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督促を超えた対策を講じるため、市村に対する働きかけを局を挙げて行うこと。

(2) 県税延滞金(平成 17 年度末現在 10,948,606 円)について、本税完納後に催告状を送付しただけで、その後の徴収手続きがなされていない例が見られる。歳入確保の観点及び延滞金の罰則的機能を発揮させ納税の公平を実現するためにも、延滞金の管理・収納の強化を図ること。

天草地域振興局

(1) 上天草市の個人県民税に係る徴収率(平成 17 年度末現在 87.2%)は他市町村と比較しても低く、しかも前年度より低下している。県による直接徴収を実施するなどの従来の県民税徴収督促を超えた対策を講じるため、市に対する働きかけを局を挙げて行うこと。

(2) 道路占用料等の未収金(平成 17 年度末現在 1,418,350 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(3) 大矢野北部 2 期地区広域営農団地農道整備事業において、用地事務等処理要領の規定を逸脱して、登記前支払がなされている。年度末の用地取得については、登記に要する日数等を考慮の上、適正な事務処理を行うこと。

警察本部

(1) 職員の公用車による交通事故(物損事故)が発生している。今回の事故は、異常な状況における走行中の事故であるが、今後もこのような事故の危険性が高い状況下で同様の事故発生も予測されるので、これまで以上に関係職員の交通安全への意識高揚と安全走行技術等の向上に取り組むこと。(大津警察署)

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会  
鹿本地域健康危機管理推進会議会長

1 開催日時

平成 19 年 2 月 6 日(火)  
午後 2 時から午後 3 時まで

2 開催場所

さつき園ラヴィータ (山鹿市古閑 1074-1)  
電話 0968-43-5155

3 議題

(1) 平成 19 年度病院群輪番制病院運営事業に係る当番表の決定について  
(2) その他報告事項等

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務企画課)  
山鹿市山鹿 465-2  
(電話 0968-44-4121)

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第 1 号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会会長

1 開催日時

平成 19 年 2 月 6 日(火)  
午後 3 時から午後 5 時まで

2 開催場所

さつき園ラヴィータ (山鹿市古閑 1074-1)  
電話 0968-43-5155

3 議題

(1) 第 4 次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について  
(2) 第 5 次医療計画策定に関する鹿本地域保健医療計画検討専門部会の設置について



- (3) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
熊本県鹿本地区保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務企画課）  
山鹿市山鹿 465-2  
(電話 0968-44-4121)

#### 菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 18 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該部会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 1 月 31 日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時  
平成 19 年 2 月 22 日（木）  
午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所  
菊池市限府 1272-10  
熊本県菊池保健所会議室
- 3 議題
- (1) 救急医療体制に関する事項
- (2) 健康危機管理体制に関する事項
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室できる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
菊池市限府 1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会事務局  
(熊本県菊池保健所総務企画課)  
(電話 0968-25-4156)

#### 熊本県警察本部告示第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県警察本部長 横内 泉

- 1 調達する特定役務の名称及び数量  
運転免許センター庁舎清掃業務一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 31 日（水）から平成 19 年 2 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

### 熊運免公告第 36 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
運転免許センター庁舎清掃業務
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、運転免許センター庁舎清掃業務に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「建物清掃」に登録され、その格付け区分が「A」に決定された者であること。
- (2) 過去 2 年間いずれも年間の日常清掃面積が、一施設 12,000 平方メートル以上の延床面積を有する建物の業務実績があるもの。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 31 日（水）から平成 19 年 3 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所  
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）  
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655  
電話番号 096-233-0110 内線 312

#### 5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
 ア 交付期間  
 平成 19 年 1 月 31 日（水）から平成 19 年 3 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
 イ 交付場所  
 4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 3 月 13 日（火）午前 10 時から  
 イ 場所  
 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655  
 熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 3 階）
- (4) 入札書の提出方法  
 5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 に記載の場所に平成 19 年 3 月 12 日（月）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
 ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みしたものであっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
 設定しない。
- (6) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。  
 ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

1 Project

Cleaning of Kumamoto Driver's License Center building

2 Date and venue for the submission of tender documents

March 13 2007,10:00a.m.

Meeting room,Kumamoto Driver's License Center

3 Deadline for the submission of tender documents by mail

March 12 2007,5:30p.m.

4 Applicable language and currency

Japanese language and Japanese currency only

5 Department in charge of affairs related to this procurement contract

Kumamoto Driver's License Center

2655,Karakawa,Kikuyo town,Kumamoto Prefecture 869 - 1107,Japan

Tel 096 - 233 - 0110 (ext.312)

#### 熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第 1 号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会会長 良 永 彌太郎

1 開催日時

平成 19 年 2 月 6 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号

水前寺共済会館 1 階 「芙蓉」

3 議題（予定）

(1) 療養病床の再編成について

(2) 高齢者かがやきプランの実施状況について

(3) 第 3 期高齢者かがやきプランにおける評価の実施について

(4) その他

4 傍聴者の定員

20 人

5 傍聴手続

(1) 会議の傍聴の受付は、午後 1 時から午後 1 時 30 分まで会議の会場において行い、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県高齢者保健福祉推進委員会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：096-333-2215）

#### 熊本県私立学校審議会公告第 2 号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 1 月 31 日

熊本県私立学校審議会会長 上 田 祐 規

1 開催日時

平成 19 年 2 月 5 日（月）

午後 1 時から午後 3 時まで（予定）

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園 28-51

熊本テルサ 2 階 りんどう・つばき

3 議題

【諮問事項】

(1) 高等学校関係

① 慶誠高等学校のふくし科設置認可（公開）

(2) 幼稚園関係

- ① 大窪幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可（公開）
- (3) 専修学校関係
  - ① 専修学校熊本 YMCA 学院の文化・教養専門課程設置認可（公開）
  - ② 専修学校熊本 YMCA 学院の教養一般課程廃止認可（公開）
  - ③ 専修学校の設置認可（非公開）
- 【事前協議事項】
- (1) 幼稚園関係
  - ① 玉名ルーテル幼稚園の収容定員増に係る園則変更の事業計画（公開）
- (2) 専修学校関係
  - ① 専修学校の設置の事業計画（非公開）
- ※ 議事は変更することがある。
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学文書課中高等係）  
（電話 096-333-2064）

正 誤

平成 17 年 10 月 1 日熊本県規則第 79 号（熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	25	誓約書	契約書

平成 18 年 12 月 20 日付け熊本県公報号外第 39 号の 2 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

1 ページ 9 行の次に、次の 1 行を追加する。  
熊本県規則第 80 号

ページ	行	正	誤
1	42	「第 4 条第 15 号」	「第 4 条第 15 条」

